

令和 5 年 5 月 2 9 日

多賀町長 久保 久良 様

多賀町監査委員 寺西 久和

多賀町監査委員 竹内 薫

令和 5 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、次のとおり定期監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により監査の結果を報告します。

記

第 1 本基準に準拠している旨

多賀町監査基準

第 2 監査等の種類

財務監査および行政監査

第 3 監査等の対象

1 監査対象

企画課の令和 5 年度の財務および事務事業の執行について

2 監査年月日および監査場所

令和 5 年 5 月 2 9 日

役場 3 階図書室

第 4 監査等の着眼点（評価項目）

財務および事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織および運営の合理化に努めているかを監査する。

第 5 監査等の実施内容

財務および事務について、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、財務および事務の処理状況等を担当課長から説明を受けるなどの方法により実施した。

第 6 監査等の結果

多賀町役場処務規則等に基づく、企画課の財務および事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に管理・執行され、全般的に良好であると認められた。

令和 5 年 5 月 2 9 日

多賀町議会議長 松居 亘 様

多賀町監査委員 寺西 久和

多賀町監査委員 竹内 薫

令和 5 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、次のとおり定期監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により監査の結果を報告します。

記

第 1 本基準に準拠している旨
多賀町監査基準

第 2 監査等の種類
財務監査および行政監査

第 3 監査等の対象
1 監査対象
企画課の令和 5 年度の財務および事務事業の執行について
2 監査年月日および監査場所
令和 5 年 5 月 2 9 日
役場 3 階図書室

第 4 監査等の着眼点（評価項目）
財務および事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織および運営の合理化に努めているかを監査する。

第 5 監査等の実施内容
財務および事務について、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、財務および事務の処理状況等を担当課長から説明を受けるなどの方法により実施した。

第 6 監査等の結果
多賀町役場処務規則等に基づく、企画課の財務および事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に管理・執行され、全般的に良好であると認められた。